

軌道利用のルール作りに関する取組の基本方針（案）

令和3年5月27日

スペースデブリに関する関係府省等タスクフォース

1 取組の意義

宇宙空間における宇宙機の交通を管理することは、宇宙空間を安全に、かつ、安心して開発・利用できる環境を長期持続的に確保していく上で、欠くことのできない極めて重要な活動である。中でも、ますます混雑の度合いを高める地球周回軌道の利用（以下「軌道利用」という。）を律する国際的なルール作りは、安心・安全な宇宙利用の観点から、実現されるべき宇宙交通管理において中核的な要素のひとつであり、我が国として主体的・積極的に関与していくことが重要である。

2 国際的な状況

軌道利用に関連する国際的なルールとしては、宇宙諸条約における国家への責任集中、国連への宇宙物体登録、及び有害な干渉のリスクに係る国際的協議等の原則的事項等が定められているほか、国連総会において採択された指針等において、宇宙物体の追跡可能性の向上等の宇宙機の設計・運用等に関する基本的な事項について標準が推奨されている。また、様々な主体による取組の積み重ねによって、徐々に規範及び標準が形成されている状況にある。

3 我が国の取組の考え方

(1) 取組の対象

我が国は、軌道利用に関する国際的なルール作りへの取組として、軌道の計画、軌道上における宇宙機の運用（物体の分離及び物理力の行使としての電磁波エネルギーの照射を含む。）、軌道からの宇宙機の退去及び軌道へのアクセスが認められる宇宙機の構造について、国際約束その他広く支持される原則、標準若しくは規範の形成と、これに資する優良事例の蓄積を促進する。

(2) アプローチの基本的方向

近年の軌道利用に関する各国の宇宙活動の急速な多様化に鑑みて、現時点において、軌道利用に関するルールについて包括的な国際約束をとりまとめることは現実的ではない。したがって、我が国としては、各国政府をはじめとする

宇宙活動の多様な主体が、国内規制の整備や優良事例の積み重ねを通じて模範となる事例を提供し、それが規範意識を醸成し、次いであるべき標準・原則についての指針的又は拘束的な合意が形成されるという構図を念頭に、自ら優良事例を提供し、また、あるべき標準や原則に係る国際的な議論を促進するアイデアを提起することに注力する。

(3) アプローチを具体化する指標

前記のアプローチの基本的方向の下で我が国がとるべき具体的な対応については、次の指標を用いて軌道利用に関してルールが必要と思われる項目を分類し、その分類ごとに我が国が先行的に優良事例を提供することが適切か、国際的な議論を促進するアイデアを提起することが適切か等を判断する。またこの際、安全保障目的による宇宙活動について、基本的には民生利用と同じ形ではルールを適用できないことに留意する。

- ① 普遍的に共有されないと機能しないものか否か
- ② 他国に先行して規制することにより自国の国際競争力を損ねるものか否か
- ③ 我が国として先行事例を整備するだけの立法事実があるか否か